

埼玉県生物多様性の保全に関する有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県における生物多様性の保全を総合的かつ計画的に推進するため、「埼玉県生物多様性の保全に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について専門的な見地から意見を述べるものとする。

- (1) 埼玉県生物多様性保全戦略（以下「県戦略」という。）の進捗状況の評価に関すること
- (2) 県戦略の改定の検討に関すること
- (3) その他埼玉県の生物多様性の保全全般に関すること

(委員)

第3条 有識者会議の委員は15名程度とし、学識経験者及び民間団体の代表等で構成する。

- 2 委員の任期は3年とする。ただし、任期の途中で委員の変更があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 有識者会議には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、有識者会議の会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議の会議は委員長が招集する。

- 2 有識者会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員長は、必要に応じて有識者会議に委員以外の関係者の出席を要請することができる。

(事務局)

第6条 有識者会議の庶務は、環境部みどり自然課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月7日から施行する。